下水道法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

Ξ	=	_
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)・	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)(・・・・・・・・・・・・・・
置に		•
関 す	•	•
る	•	•
注	•	•
四四	•	•
粗	•	•
出十	•	•
六	•	•
法	•	•
年法律第七十号)	•	•
七	•	•
十	•	•
<u> </u>	•	•
	•	•
•	•	•
	:	
•	•	•
•	•	•
19	16	1

水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下 排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の 公共下水道 (終末処理場を有するものに限る。) により	の下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するも下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するも団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における		に、 (格) には、 (本) には、 (は) には、 (は) には、 (は) には、 (は) には、 (は) には、 (は) には、 (は) には、 (は) には、 (は) には、 (は) には) には) には) には) には) には) には) に	改正案
	有するものをいう。 域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を	めに地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区り排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するた四 流域下水道 もつぱら地方公共団体が管理する下水道によ	に、 () () () () () () () () () (現行

して定めなければならない。	めなければならない。
3 流域別下水道整備総合計画は、次の各号に掲げる事項を勘案	3 流域別下水道整備総合計画は、次に掲げる事項を勘案して定
	減方法に関する事項
	との削減目標量(以下単に「削減目標量」という。) 及び削
	下水の窒素含有量又は燐含有量についての当該終末処理場ご
	は、第二号の区域に係る下水道の終末処理場から放流される
	ものについて定められる流域別下水道整備総合計画にあつて
	削減する必要があるものとして政令で定める要件に該当する
	水域又は海域に排出される下水の窒素含有量又は燐含有量を
	五前項の公共の水域又は海域でその水質を保全するため当該
->四 (略)	
l)	
るところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならな	るところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。
2 流域別下水道整備総合計画においては、国土交通省令で定め	2 流域別下水道整備総合計画においては、国土交通省令で定め
第二条の二 (略)	第二条の二 (略)
五~八 (略)	五个八 (略)
	有するもの
	のであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を
	水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するも

4 特定終末処理場(当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ 場」という。)を管理する地方公共団体は、当該高度処理終末 終末処理場(以下「特定終末処理場」という。 ることができる。 国土交通省令で定めるところにより、 である旨を、 められた削減目標量の一部に相当するものとして削減するもの 第二項第二号の区域に係る下水道のものに限る。) について定 減する窒素含有量又は燐含有量のうち一定量のものについては 又は燐含有量を削減する場合には、その削減目標量を超えて削 処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量 適合させることができる構造のもの (以下「高度処理終末処理 水の窒素含有量又は燐含有量に係る水質を政令で定める基準に 他の地方公共団体のため、 流域別下水道整備総合計画において削減目標量が定められた あらかじめ当該他の地方公共団体の同意を得て、 当該他の地方公共団体が管理する 都道府県に対し、)で放流する下 申し出

5

前項の規定による申出を受けた都道府県は、

第二項第五号に

方法、

当該高度処理終末処理場の設置、

改築、

修繕、

維持その

掲げる事項に、

当該申出に係る窒素含有量又は燐含有量の削減

他の管理に要する費用の予定額及び当該他の地方公共団体によ

る費用の負担に関する事項を記載することができる。

6 9 (略)

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第十二条の二 特定施設 (政令で定めるものを除く。第十二条の 十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。) を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)か

ら下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの

十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。)を使 又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているもの に限る。 以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第

水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を 用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下

排除してはならない。

ιį

2 健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の

政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共

域若しくは海域に放流される水(以下「流域下水道からの放流

域若しくは海域に放流される水 (以下「流域下水道からの放流

下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水

下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水

4 7 (略)

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第十二条の二 特定施設 (政令で定めるものを除く。第十二条の 十一、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。)

を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)か

ら下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの

又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているもの に限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の十第

項及び第三十七条の二において同じ。) を使用する者は、政令 で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口に

おいて政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならな

2 健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり 政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共 かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の

術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする場合を含む。)及び第十三条第一項において同じ。)の技する場合を含む。第四項(第十二条の十一第二項において準用水」という。)の水質を第八条(第二十五条の十において準用

3~6 (略)

する。

ĺ

(事故時の措置)

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用 第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用 第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用 第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用

2

公共下水道管理者は、

特定事業場から下水を排除して公共下

ずることができる。

ときは、

その者に対し、

同項の応急の措置を講ずべきことを命

水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認める

上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする場合を含む。)及び第十三条第一項において同じ。)の技術する場合を含む。第四項(第十二条の十第二項において準用す水」という。)の水質を第八条(第二十五条の十において準用

තූ

3~6 (略)

(流域下水道管理者への通知)

第十二条の十 五の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく 第十二条の四、第十二条の七又は第十二条の八第三項の規定に に該当する流域下水道 (以下「雨水流域下水道」という。)を よる届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第十二条の 当該流域関連公共下水道に係る流域下水道 (第二条第四号口 流域関連公共下水道の管理者は、第十二条の三、

除く。 次項において同じ。) の管理者に通知しなければならな

ιį

2 域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければ 出を受理したときは当該届出に係る事項を、 による命令をしたときは当該命令の内容を、 流域関連公共下水道の管理者は、 前条第一項の規定による届 同条第二項の規定 速やかに、 当該流

(除害施設の設置等)

ならない。

第十二条の十一 除してはならないこととされるものを除く。)を排除して公共 (第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水

(流域下水道管理者への通知

第十二条の九 ならない。 域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければ による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流 を受理したときは当該届出に係る事項を、第十二条の五の規定 第十二条の四、 流域関連公共下水道の管理者は、第十二条の三、 第十二条の七又は前条第三項の規定による届出

(除害施設の設置等)

第十二条の十一公共下水道管理者は、 に排除してはならないこととされるものを除く。) を排除して 下水(第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道 継続して次の各号に掲げる

第二十五条の四 前条第一項の事業計画においては、次の各号に	第二十五条の四 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる
(事業計画に定めるべき事項)	(事業計画に定めるべき事項)
4 (各)	4 へ各)
	なければならない。
環境大臣の意見をきかなければならない。	あらかじめ、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴か
で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする	を除く。)をしようとするときは、政令で定める場合を除き、
3 国土交通大臣は、第一項の認可をしようとするときは、政令	3 国土交通大臣は、第一項の認可(雨水流域下水道に係るもの
かじめ、関係市町村の意見をきかなければならない。	かじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
2 都道府県は、前項の事業計画を定めようとするときは、あら	2 都道府県は、前項の事業計画を定めようとするときは、あら
第二十五条の三 (略)	第二十五条の三 (略)
(事業計画の認可)	(事業計画の認可)
第十二条の十一(略)	第十二条の十二 (略)
(水質の測定義務等)	(水質の測定義務等)
2 (略)	2 (略)
一・二 (略)	
は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。	要な措置をしなければならない旨を定めることができる。
公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又	下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必

四•五 (略)	四・五 (略)
	る。) の配置及び能力に相応していること。
理場の配置及び能力に相応していること。	理場 (雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設に限
三 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処	三 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処
• (略)	
て、これをしなければならない。	て、これをしなければならない。
ときは、事業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査し	ときは、事業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査し
第四項において準用する場合を含む。) の認可をしようとする	第四項において準用する場合を含む。) の認可をしようとする
第二十五条の五 国土交通大臣は、第二十五条の三第一項 (同条	第二十五条の五 国土交通大臣は、第二十五条の三第一項(同条
(認可基準)	(認可基準)
2 (略)	2 (略)
五 (略)	五 (略)
	°
	るものにあつては、予定排水区域。次条第三号において同じ
四の流域関連公共下水道の予定処理区域	四 流域関連公共下水道の予定処理区域 (雨水流域下水道に係
三(略)	三 (略)
二の終末処理場の配置、構造及び能力	
一 (略)	一 (略)
掲げる事項を定めなければならない。	事項を定めなければならない。

(原因調査の要請等)

|第二十五条の八 (略)

とを求めることができる。

二条の十一第一項の条例の制定その他必要な措置をとるべきこ言理者に対し、第十二条第一項、第十二条の二第三項又は第十一年のののでのであれて必要があると認めるときは、当該流域関連公共下水道のおいて必要があると認めるときは、当該流域関連公共下水道の2 流域下水道管理者は、前項の規定による報告を受けた場合に

(準用規定)

「当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条におい条から第十八条の二まで、第十十一条から第十一条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する排水施設、特定水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する排水施設、特定下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する排水施設、特定下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する排水施設、特定下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する排水施設、特定下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する排水施設、特定を設して、第十二条の上、第十二条から第二十五条の十、第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第二十五条の十、第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第二十五条の十、第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第二十五条の十、第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第二十五条の十、第十二条から第二十五条の十、第十二条がら第二十五条の十、第十二条がら第二十五条の十、第十二条がら

原因調査の要請等)

第二十五条の八 (略)

を求めることができる。

二条の十第一項の条例の制定その他必要な措置をとるべきこと
一条の十第一項の条例の制定その他必要な措置をとるべきことおいて必要があると認めるときは、当該流域関連公共下水道の
2 流域下水道管理者は、前項の規定による報告を受けた場合に

(準用規定)

て同じ。) 又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と

読み替えるものとする。

2 第七条、第八条、第十五条から第十八条まで、第二十一条第

- 項、第二十二条、第二十三条及び第二十五条の規定は、

雨水

流域下水道について準用する。

(窒素含有量又は燐含有量の削減に係る負担金)

第三十一条の三(第二条の二第五項の規定により流域別下水道整

備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理

する地方公共団体は、当該流域別下水道整備総合計画に記載さ

れたところにより、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修

(改善命令等)

第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特

定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末

処理場を設置しているものに限る。) を使用する者が、その水

質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二

条の二第一項(第二十五条の十第一項において準用する場合を

(改善命令等)

第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特

定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末

処理場を設置しているものに限る。) を使用する者が、その水

条の二第一項(第二十五条の十において準用する場合を含む。

質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二

者に対しては、この限りでない。) の規定の適用を受ける知の一第一項において準用する場合を含む。) の規定による 五条の十第一項において準用する場合を含む。) の規定による 下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずること 下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずること 下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずること 下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずること 不水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずること 不水道若しくは流域下水道への下水の排除の原止を命ずること おいできる。 ただし、第十二条の二第六項本文(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による おいが できる。)の規定による おいできる。 ただし、第十二条の二第六項本文(第二十五条の十二条の一第三項(第二十 2010 において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける おいできる。 ただし、第十二条の二第六項本文(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける おいできる。)の規定の適用を受ける おいできる。)の規定による (第二十五条の十二条の)の規定による (第二十五条の)の規定による (第二十五条の)のは、 (第二十五条の)の

の監督処分等)(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者)

第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規一 この法律 (第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項 (

限りでない。) の規定の適用を受ける者に対しては、この十において準用する場合を含む。) の規定による条例で定める生命が、又は特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは使用だし、第十二条の二第六項本文 (第二十五条の十において準用する場合を含む。) の規定による条例で定める限りでない。

の監督処分等)(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者

法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者 この法律 (第十一条の三第一項の規定を除く。) 又はこの

定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定

に違反している者

二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反し

ている者

三 (略)

2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者

は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律

の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する

処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができ

ත<u>ූ</u>

一~三 (略)

3~6 (略)

第三十九条の二(公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公

において同じ。)を適正に管理するため必要な限度において、共下水道又は流域下水道 (雨水流域下水道を除く。以下この条

継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道又は流

域下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を

非余して公共下水道又は充域下水道を吏用する持定施設の設置

者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はそ排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設の設置

二 この法律の規定による許可又は承認に附した条件に違反し

ている者

三 (略)

2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者

は、次の各号の一に該当する場合においては、この法律の規定

による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分を

し、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

3~6 (略)

第三十九条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公

共下水道又は流域下水道を適正に管理するため必要な限度にお

又は流域下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続していて、継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道

の設置者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設

又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することが

十においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違	の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第四十六条の二(第十二条の二第一項又は第五項(第二十五条の	第四十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下
下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、一年以	水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、
若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管	第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下
管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項	下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条
合を含む。) 若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道	する場合を含む。) 若しくは第三十七条の二の規定による公共
第四十六条 第十二条の五 (第二十五条の十において準用する場	第四十六条 第十二条の五 (第二十五条の十第一項において準用
二十万円以下の罰金に処する。	五十万円以下の罰金に処する。
作し、よつて下水の排除を妨害した者は、二年以下の懲役又は	作し、よつて下水の排除を妨害した者は、二年以下の懲役又は
2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操	2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操
役又は五十万円以下の罰金に処する。	役又は百万円以下の罰金に処する。
機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲	機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲
壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の	壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の
第四十五条(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損	第四十五条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損
	•
できる。	│ の排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる

第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項(第	一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項 (第
に処する。	の罰金に処する。
第四十九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金	第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下
懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月
五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規	五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。
第四十七条の二第十二条の三第一項又は第十二条の四(第二十	第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四(第二十
万円以下の罰金に処する。	万円以下の罰金に処する。
は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三十	は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は五十
第四十七条(第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又)	第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又
万円以下の罰金に処する。	は二十万円以下の罰金に処する。
2 過失により前項の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十	2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又
	する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
	第十二条の九第二項(第二十五条の十第一項において準用
	した者
•	おいてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反
反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する	第十二条の二第一項又は第五項(第二十五条の十第一項に

料に処する。 おる届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過じ、「151・157・157・157・157・157・157・157・157・157・	下の過料に処する。規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以
の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に	の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の
第五十一条第十二条の七又は第十二条の八第三項(第二十五条	第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項 (第二十五条
五 (略)	五 (略)
	た 者
含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し
四 第十三条第一項 (第二十五条の十において準用する場合を	四 第十三条第一項 (第二十五条の十第一項において準用する
	した者
含む。)の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者	場合を含む。)の規定による記録をせず、又は虚偽の記録を
三 第十二条の十一(第二十五条の十において準用する場合を	
合を含む。) の規定に違反した者	する場合を含む。)の規定に違反した者
第十二条の六第一項(第二十五条の十において準用する場	二 第十二条の六第一項(第二十五条の十第一項において準用
)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
	二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を

傍線
の
部
分
は
改
正
部
分
\smile

施設又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二	を設置する工場若しくは事業場の汚水若しくは廃液の処理	により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)	別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定	四十八年法律第百十号)第十二条の二又は湖沼水質保全特	る指定地域特定施設 (瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和	条第二項に規定する特定施設若しくは同条第三項に規定す	口 水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第百三十八号) 第二	イ (略)	の用に供する土地	次に掲げる施設で公共の危害防止のために設置されるもの	〜 の三十四 (略)	地保有税を課することができない。	2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土	第五百八十六条 (略)	(特別土地保有税の非課税)	改正案
施設又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二	を設置する工場若しくは事業場の汚水若しくは廃液の処理	により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)	別措置法 (昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定	四十八年法律第百十号)第十二条の二又は湖沼水質保全特	る指定地域特定施設 (瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和	条第二項に規定する特定施設若しくは同条第三項に規定す	口 水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第百三十八号) 第二	イ (略)	の用に供する土地		一〜一の三十四 (略)	地保有税を課することができない。	2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土	第五百八十六条 (略)	(特別土地保有税の非課税)	現

条第一項若しくは第十二条の十一第一項に規定する公共下 水道を使用する者が設置する除害施設で、総務省令で定め

るもの

ハ〜ヲ (略)

3 • 4 三十 (略) (略)

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条 (略

2 { 4

(略)

5 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設又は設備 5

定めるものを除く。)のうち、平成十六年四月一日から平成十 (既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で

定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九 八年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固

条の三第三項、第四項若しくは第十七項の規定にかかわらず、

当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六

分の一(当該償却資産のうち、第四号に掲げるもの又は第六号 に掲げるもの (総務省令で定めるものを除く。) にあつては当

> 条第一項若しくは第十二条の十第一項に規定する公共下水 道を使用する者が設置する除害施設で、総務省令で定める

もの

ハ〜ヲ (略)

三十 (略)

3 • 4 (略)

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例

第十五条 (略)

2 { 4 (略)

当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六 分の一 (当該償却資産のうち、第四号に掲げるもの又は第六号 条の三第三項、第四項若しくは第十七項の規定にかかわらず、 定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九 定めるものを除く。)のうち、平成十六年四月一日から平成十 に掲げるもの (総務省令で定めるものを除く。) にあつては当 八年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固 (既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設又は設備

税標準となるべき価格の三分の二)の額とする。号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第八の一、第五号又は第七号に掲げるものにあつては当該償却資産該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分

| 〜七 (略)

で定めるものする公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令八「下水道法第十二条第一項又は第十二条の十一第一項に規定

6~56 (略)

税標準となるべき価格の三分の二)の額とする。号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第八に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第八該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分

|〜七 (略)

る公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で八、下水道法第十二条第一項又は第十二条の十第一項に規定す

定めるもの

6~56 (略)

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)(抄) (傍線の部分は改正部分)

	の配慮をするものとする。
もつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。	五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けるよう特別
便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金を	二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第
十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵	融資資金又は日本郵政公社法 (平成十四年法律第九十七号)第
資金事情の許す限り、財政融資資金又は日本郵政公社法(平成	ついては、国又は日本郵政公社は、資金事情の許す限り、財政
てるため起こした地方債については、国又は日本郵政公社は、	共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債に
び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充	に該当するものに限る。) の設置及び改築の事業につき地方公
する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道の設置及	する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道 (同号イ
害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定	害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定
2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公	2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公
第四条 (略)	第四条 (略)
(公害の防止のための事業に係る地方債)	(公害の防止のための事業に係る地方債)
現	改正案